

放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領

平成18年5月30日

駐 対 第 6 1 0 号

警 察 本 部 長

放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領の制定について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）の施行に伴い、放置違反金の納付命令等に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第16号）第12条の規定に基づき、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成18年6月1日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 第1 趣旨

この要領は、放置違反金の納付命令等に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第16号。以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令（以下「納付命令」という。）等に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

## 第2 放置違反金の納付命令等

### 1 放置車両確認状況等の報告

- (1) 交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、法第51条の4第1項の規定により警察官又は駐車監視員に放置車両の確認をさせ、及び放置車両確認標章（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）別記様式第3の6。以下「確認標章」という。）を取り付けさせた場合は、当該事案について審査し、速やかに交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）に報告しなければならない。
- (2) 署長等は、放置車両に係る違法駐車行為をした者を法第126条第1項の規定による告知（以下「反則告知」という。）等により検挙した場合は、当該違反者の氏名、反則告知した場合の交通反則切符（交通反則切符等の様式並びに告知及び報告要領（昭和54年埼例規第25号・交指・交処。以下「反則告知報告要領」という。）指示様式第11号）の告知書番号その他必要な事項を速やかに交通指導課を経て報告しなければならない。この場合において、法第130条第2号の規定により告知できなかったこと又は当該違反者が反則者でなかったことにより事件を送致した場合も同様とする。
- (3) 交通部運転免許本部運転管理課長は、反則告知報告要領第6の2(4)により反則告知した事件に係る事件原票等の送付を受けたときは、各事件の反則金納付状況、送致状況その他の状況について、必要な事項を速やかに交通指導課長を経て報告しなければならない。
- (4) 前記(1)から(3)までの報告を受けた交通指導課長は、各報告について審査し、必要事項を警察庁に報告するものとする。

### 2 車両の使用者の調査

交通指導課長は、前記1(1)による報告に係る放置車両の使用者について、次により調

査を行うものとする。

- (1) 放置車両が総排気量0.125リットル以下の自動二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車又はミニカーであるときは、車両使用者等照会書（規程様式第10号）により市区町村長に照会する。
- (2) 放置車両の車台番号が18桁以上であるときは、車台番号等照会書（規程様式第12号）により国土交通省関東運輸支局埼玉運輸支局長に照会する。
- (3) 放置車両が盗品である疑いがあるときは、当該事実について調査し、その旨を署長に通報する。

### 3 弁明通知

#### (1) 弁明通知書の交付

交通指導課長は、前記1(1)から(3)までによる報告があった場合で、当該報告に係る違法駐車行為の違反者が当該違法駐車行為について次のア及びイのいずれの場合にも該当しないことを確認の上、当該報告に係る車両の使用者に対して納付命令の手続をしようとするときは、当該車両の使用者に対して弁明通知書（規程様式第3号）を交付するものとする。この場合において、法第51条の4第9項の規定による仮納付の機会を与えるため、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第117条の規定による納付書兼領収書を併せて交付すること。

ア 反則金を納付した場合

イ 公訴が提起され、又は家庭裁判所に送致された場合

#### (2) 弁明通知書を交付できない場合の調査等

ア 交通指導課長は、放置車両の使用者が転居したことなどにより弁明通知書を交付できないときは、転居先等について住民票・戸籍記載事項照会書（規程様式第11号）により市区町村長に照会するなど所要の調査を行うこと。この場合において、当該使用者が埼玉県内に住所地を有するものであるときは、電気通信回線を通じて照会することができるものとする。

イ 交通指導課長は、前記アの調査の結果、放置車両の使用者の所在が判明したときは当該使用者に対し弁明通知書及び納付書兼領収書を交付すること。

#### (3) 弁明通知書の公示送達

交通指導課長は、前記(2)アの調査の結果、放置車両の使用者の所在が判明せず、弁

明通知書を交付できないときは、法第51条の4第7項の規定による公示送達として、弁明通知公示送達書（規程様式第4号）を埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の掲示板に掲示すること。

#### (4) 弁明審査

ア 交通指導課長は、法第51条の4第6項の規定により弁明書等の提出を受けた場合は、当該弁明書等の内容について所要の事実調査（以下「弁明審査」という。）を行い、必要があるときは、法第51条の5の規定により当該車両の使用者、所有者その他の関係者に対して当該車両の使用に関し、車両の使用に関する報告要求書（規程様式第8号）若しくは車両の使用に関する資料の提出要求書（規程様式第9号）により必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は官庁、公共団体その他の者に対して納付命令等関係事項照会書（規程様式第13号）により照会すること。

イ 交通指導課長は、弁明審査の結果、当該弁明について、容認しない場合は4(2)の規定により納付命令に係る手続をとり、容認した場合は納付命令の手続を打切ること。また、弁明審査により放置車両について他の使用者が判明したときは、新たに判明した使用者に改めて弁明通知書及び納付書兼領収書を交付すること。

### 4 納付命令

#### (1) 公示による納付命令

交通指導課長は、弁明通知書を受けた者が弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額を仮納付したときは、法第51条の4第10項の規定による公示して行う納付命令として放置違反金公示納付命令書（施行規則別記様式第3の7）を公安委員会の掲示板に掲示すること。

#### (2) 放置違反金納付命令書の交付

交通指導課長は、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額が仮納付されておらず、かつ、確認標章を取り付けた日の翌日から起算して30日を経過している場合で、前記3(1)ア又はイのいずれにも該当しないときは、放置車両の使用者に対して放置違反金納付命令書（規程様式第1号。以下「納付命令書」という。）を交付すること。この場合において、財務規則第36条の規定による納入通知書兼領収書（以下「納入通知書」という。）を併せて交付すること。

#### (3) 放置違反金納付命令書を交付できない場合の調査等

交通指導課長は、放置車両の使用者が転居したことなどにより納付命令書を交付できないときは、前記3(2)アと同様に所要の調査を行い、当該使用者に対して納付命令書及び納入通知書を交付すること。

#### (4) 納付命令書の公示送達

交通指導課長は、前記(3)の調査の結果、放置車両の使用者の所在が判明せず、納付命令書を交付できない場合の法第51条の4第18項の規定による公示送達として放置違反金納付命令公示送達書(規程様式第2号)を公安委員会の掲示板に掲示すること。

#### (5) 納付命令に対する審査請求

納付命令を受けた者から審査請求があった場合は、行政不服審査手続規程(平成28年埼玉県公安委員会規程第5号)に基づき処理すること。

一部改正〔平成20年第922号、22年第770号、26年第1412号、28年第840号、令和2年第2002号〕

### 第3 仮納付に係る金額の返還及び納付命令の取消し

#### 1 仮納付に係る金額の返還

交通指導課長は、放置違反金を仮納付した者について納付命令をしないこととなったときは、法第51条の4第12項の規定により、当該者に対して速やかに仮納付金返還通知(規程様式第5号)を交付して仮納付金の返還手続を行うこと。この場合において、返還手続を終了したときは、振込通知書(別記様式)を交付すること。

#### 2 納付命令の取消し

交通指導課長は、納付命令がされた事件について、前記第2の3(1)ア又はイのいずれかに該当することとなったときは、法第51条の4第16項の規定に基づき、当該納付命令に係る車両の使用者に対して次により納付命令の取消しの手続をとること。

(1) 法第51条の4第14項に規定する放置違反金等が既に納付され、又は徴収されているときは、放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書(規程様式第6号)を速やかに交付して放置違反金等の還付手続を行う。この場合において、放置違反金等の還付手続を終了したときは、財務規則第68条に規定する過誤納金還付通知書又は過誤納金充当通知書を交付すること。

(2) 放置違反金等が納付され、又は徴収されていないときは、放置違反金納付命令取消通知書(規程様式第7号)を速やかに交付する。

一部改正〔平成20年第922号〕

#### 第4 放置違反金等の徴収等手続

放置違反金等の徴収等の手続については、交通指導課長が財務規則に定めるところにより行うこと。

一部改正〔平成20年第922号〕

#### 第5 国家公安委員会報告

法第51条の6第1項に規定する国家公安委員会への報告のうち納付命令をしたとき及び納付命令の取消しをしたときに係るものについては、交通指導課長が施行規則第7条の9の表1の項及び3の項に定める事項について警察庁に報告することにより行うものとする。

一部改正〔平成20年第922号、令和2年第2002号〕

実施日

この通達は、平成18年6月1日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成22年3月30日務第770号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成26年6月20日交指第1412号）

この通達は、平成26年7月1日から実施する。

実施日（平成28年3月29日務第840号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（令和2年11月27日交指第2002号）

この通達は、令和2年12月1日から実施する。

交指第 号  
年 月 日

振 込 通 知 書

殿

記

番 号

支払金額

上記金額について請求された口座に振り込みましたので通知します。

埼玉県警察本部交通部交通指導課長